

## 総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成21年11月30日(月曜日)  
午前10時29分～午前10時40分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長  
竹岡昌治委員 安富法明委員  
南口彰夫委員 田邊諄祐委員  
山中佳子委員 三好睦子委員  
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
重村暢之局長 岩崎敏行係長  
佐伯瑞絵係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司市長 林 繁美副市長  
波佐間 敏 総務部長 田辺 剛 総務部次長

午前10時29分開会

委員長（荒山光広君） それでは、ただいまより総務企業委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それではこれより審査を始めます。議案第12号、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第12号について説明いたします。議案第12号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。参考資料に新旧対照表1ページから30ページにかけて新旧対照表を載せております。平成21年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、本市職員の給与についてもこれに準じて改定することとし、関連する3つの条例について所要の改正をするものであります。主なものは一般職の給料月額を平均0.2%、期末勤勉手当を0.35月引き下げ、年間4.5月を4.15月、市長等特別職の期末勤勉手当を0.3月引き下げ、年間4.45月を4.15月とするものです。また、月60時間を超える時間外勤務を行った場合、その超える時間に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、引き上げ分の支給に替えて代休を取得できる制度を新設するものです。実施時期は、給料、期末勤勉手当に関しては、平成21年12月1日。時間外勤務手当に関しては、平成22年4月1日としております。なお、期末勤勉手当の引き下げについては、5月の人事院の特別勧告に基づき6月の期末勤勉手当を一般職では0.2月、特別職では、0.175月減額して既に支給しております。12月に支給する期末勤勉手当を一般職では0.15月、特別職では0.125月減額して支給することになります。また、給料の改定に伴い、本年4月から改定日の前日までと改定日以後の給与の格差を12月期の期末勤勉手当で減額調整することとしております。今回の改正に伴い職員1人あたりの給与は年間約14万4,000円の減額となり、全体では約9,700万円の人件費の減額となります。議案第12号の説明は以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 人事院勧告で期末手当が削減されておりますけど、特に東京

都のラスパイラル指数105%とか非常に高いところの市であれば、職員の給与のラスパイラル指数で105とかそういったところであれば、非常に問題ががありますけども、美祢市の場合は、私は、97とか8とかそういう指数でありますので、南口議員が言われたこれによって、職員の給料が減額になることによってデフレが促進されるというお話もあったんでありますけれども、いずれにしても美祢市の給料体系が良くない状態であるんですけど、逆に市の職員、一般の企業の給料が上がった場合には公務員の給料は、後から上がっているということですよね。そういう面では、それがまた上がるときには市の職員が上がって民間が後からということとなれば非常に問題ですけれども、その辺の経緯については、今までどういう動きをしているか、その辺について回答をお願いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 地方公務員の給与については、国家公務員の給与とそれから民間企業の給与を勘案して定められます。今までどういう変動の動きをしているのかということなんですが、公務員の給与といたしますのは、ただいま申し上げたとおりで民間給与が上がれば、しばらく遅れて公務員の給与も上がると。民間企業の給与が下がれば、それに従って公務員の給与も下がっていくということで、あくまでも民間給与の調査をして人事院勧告というのがなされますので、民間給与に遅れて動いていくと。これまでの動きはそういう動きでございます。以上です。民間給与の調査をして人事院勧告がなされます。今回、8月に人事院勧告がなされて今回の12月で条例改正をして給与を下げる訳なんですけど、その場合も、4月に遡って下がるということになりますので、その調整を12月の期末勤勉手当で行うということでもあります。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 公務員の給与もそうなんですけど、民間の給与に関してもですね非常に物価変動指数といたしますか、その地域性も当然あってその物価価格に対しては、定点、それぞれのポイントを取りながら今、現在も美祢市、宇部地域の給与体系もそういったことによって判断されているということであると思います。それで当然、行政もそういったことも関連して判断してきた結果とっております。いずれにしても、こういう形で、デフレ状態になっておりますので、これについては、大きな経済危機対策、国のレベルでしないとですねデフレ解消というのは出来

ないと思っておりますので、その辺については、美祢市で云々とか次元じゃあないですけども、その辺を期待するものであります。いずれにしても、人事院勧告は、私は、市の説明があったようにそういった意味においては、適正であると判断しております。以上です。

委員長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） 働く人たちの給料の落ち込みは、家計の消費を停滞させて、地域経済、美祢市の経済は、ますます停滞することになります。原口総務相も民間で働く人たちが苦しいからといって公務員も同じようにするべきだと言う単純な議論は危険だ言っていました。この理由でこの議案には反対です。

委員長（荒山光広君） はい。その他ご意見はございませんか。それでは、これより議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数でございます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。以上もちまして本日の本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。以上をもって委員会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時40分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年11月30日

総務企業委員長

荒山光広